

鹿 児 島 県 公 報

平成26年12月24日（水）第3071号の7



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火，金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

公 安 委 員 会 規 則

- 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（※）
（警務課取扱い） 1
- 鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則（※）
（警務課取扱い） 7
- 鹿児島県地方警察職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部を改正する規則（※）
（警務課取扱い） 8
- 鹿児島県地方警察職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（※）
（警務課取扱い） 13

公 安 委 員 会 規 則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月24日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

鹿児島県公安委員会規則第14号

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和32年鹿児島県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条，第2条の2関係）

現 業 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	123,900	175,000	197,000	249,500	281,000
	2	124,800	176,500	198,400	250,900	282,900
	3	125,800	178,000	199,800	252,200	284,700
	4	126,700	179,500	201,200	253,500	286,600
	5	127,700	180,900	202,600	254,600	288,500
	6	128,700	182,400	204,100	255,900	290,400
	7	129,700	183,900	205,500	257,200	292,200
	8	130,700	185,400	207,000	258,500	294,100
	9	131,500	186,900	208,500	259,600	295,800
	10	132,500	188,100	210,100	260,900	297,600
	11	133,500	189,400	211,700	262,200	299,400
	12	134,600	190,600	213,300	263,500	301,200
	13	135,400	192,000	214,700	264,600	302,800
	14	136,400	193,100	216,400	265,800	304,500
	15	137,400	194,300	218,100	267,000	306,200
	16	138,400	195,500	219,700	268,100	307,800
	17	139,500	196,700	221,100	269,200	309,400
	18	140,700	197,900	222,300	270,400	311,100
	19	141,900	198,900	223,500	271,500	312,800
	20	143,100	200,000	224,700	272,600	314,500
	21	144,200	201,000	226,000	273,600	315,800
	22	145,400	202,200	227,600	274,700	317,200
	23	146,600	203,400	229,200	275,800	318,600
	24	147,800	204,500	230,800	276,900	320,100
	25	149,000	205,700	232,400	278,000	321,600
	26	150,500	207,000	233,900	279,100	323,100
	27	152,000	208,300	235,400	280,200	324,600
	28	153,500	209,600	236,900	281,300	326,000
	29	154,900	210,900	238,300	282,400	327,600
	30	156,400	212,200	239,700	283,500	328,900
	31	157,900	213,500	241,100	284,500	330,200
	32	159,400	214,800	242,400	285,500	331,400
	33	160,900	215,500	243,600	286,400	332,500
	34	162,700	216,900	245,000	287,500	333,500
	35	164,500	218,200	246,300	288,600	334,600
	36	166,300	219,600	247,700	289,700	335,800
	37	168,100	220,700	249,000	290,400	337,000
	38	169,800	222,000	250,400	291,300	338,200
	39	171,500	223,300	251,800	292,200	339,400
	40	173,200	224,500	253,200	293,200	340,600
	41	174,800	225,600	254,400	294,100	341,700
	42	176,200	226,800	255,700	295,100	342,900
	43	177,600	228,000	257,000	296,100	344,100
44	179,000	229,200	258,300	297,000	345,300	

45	180,500	230,400	259,300	297,800	346,200
46	181,900	231,600	260,400	298,700	347,300
47	183,300	232,800	261,600	299,600	348,400
48	184,700	233,900	262,800	300,500	349,500
49	186,000	235,100	264,100	301,200	350,600
50	187,200	236,300	265,300	301,900	351,600
51	188,300	237,500	266,500	302,700	352,600
52	189,500	238,700	267,500	303,500	353,600
53	190,600	239,800	268,600	304,100	354,500
54	191,700	240,800	269,800	304,900	355,400
55	192,800	241,800	271,000	305,600	356,300
56	193,900	242,800	272,200	306,300	357,200
57	195,000	243,800	273,200	307,000	358,000
58	196,000	244,800	274,300	307,800	358,900
59	197,100	245,800	275,400	308,600	359,800
60	198,100	246,800	276,400	309,300	360,700
61	199,200	247,800	277,500	309,900	361,500
62	200,100	248,700	278,600	310,600	362,400
63	201,000	249,600	279,700	311,300	363,300
64	201,900	250,500	280,800	312,000	364,200
65	202,600	251,500	281,700	312,500	364,800
66	203,400	252,300	282,500	313,100	365,400
67	204,200	253,100	283,300	313,700	366,000
68	205,000	253,800	284,200	314,300	366,600
69	205,500	254,600	285,100	314,900	367,000
70	206,100	255,200	285,900	315,300	
71	206,500	255,800	286,700	315,800	
72	207,100	256,300	287,400	316,300	
73	207,700	256,600	288,200	316,600	
74	208,400	257,000	289,000	317,100	
75	209,100	257,500	289,800	317,600	
76	209,900	258,000	290,600	318,100	
77	210,200	258,600	291,200	318,300	
78	210,900	259,000	291,800	318,700	
79	211,600	259,500	292,300	319,100	
80	212,300	260,000	292,700	319,500	
81	213,000	260,300	293,100	319,900	
82	213,700	260,600	293,600	320,300	
83	214,400	260,900	294,100	320,700	
84	215,100	261,200	294,600	321,100	
85	215,800	261,400	295,000	321,400	
86	216,500	261,800	295,600	321,800	
87	217,200	262,100	296,200	322,200	
88	217,900	262,400	296,800	322,500	
89	218,400	262,600	297,100	322,800	
90	219,000	262,800	297,600	323,200	
91	219,600	263,200	298,100	323,500	
92	220,200	263,400	298,600	323,900	

	93	220,600	263,700	299,000	324,100	
	94	221,100	264,100	299,500	324,400	
	95	221,600	264,500	300,000	324,700	
	96	222,100	264,900	300,500	325,100	
	97	222,700	265,100	300,800	325,400	
	98	223,200	265,400	301,200	325,700	
	99	223,700	265,600	301,700	326,000	
	100	224,200	265,900	302,200	326,300	
	101	224,800	266,200	302,600	326,600	
	102	225,300	266,400	303,000		
	103	225,900	266,700	303,400		
	104	226,500	267,000	303,800		
	105	226,900	267,200	304,100		
	106	227,400	267,400	304,500		
	107	227,900	267,700	304,900		
	108	228,300	267,900	305,300		
	109	228,500	268,200	305,600		
	110	228,900	268,500	306,000		
	111	229,400	268,800	306,400		
	112	229,900	269,000	306,800		
	113	230,300	269,200	307,000		
	114	230,800	269,500	307,400		
	115	231,300	269,700	307,800		
	116	231,800	269,900	308,100		
	117	232,100	270,200	308,400		
	118	232,500	270,500	308,800		
	119	232,900	270,800	309,100		
	120	233,300	271,100	309,400		
	121	233,700	271,200	309,600		
	122		271,500	310,000		
	123		271,800	310,300		
	124		272,100	310,600		
	125		272,200	310,800		
	126		272,500	311,200		
	127		272,800	311,500		
	128		273,100	311,800		
	129		273,200	312,000		
	130		273,500	312,400		
	131		273,800	312,800		
	132		274,100	313,200		
	133		274,200	313,400		
	134		274,500			
	135		274,800			
	136		275,100			
	137		275,200			
再任用職員		191,700	202,900	225,000	246,200	277,900

58
58
59
59

」

57
57
58
58

」

68
69
69
69
69
69
70
70
70
70
70
70
70
70
70
70
70
70
70
70
71
71
71

」

67
68
68
68
68
68
69
69
69
69
69
69
69
69
69
69
69
69
69
69
69
69
69
69

」

79
79
79
79

」

77
77
77
77

」

30
30
31
31
32
32

29
30
30
30
31
31

39
39
39

38
39
39

33		31		39		39
33		32		39		39
33		32		40		39
33	を	32	に、	40	を	39
34		33		40		40
34		33		40		40
34		33		40		40
34		34		41		40
35		34		41		40
35		34		41		40
35		35				
35		35				
36		35				

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規則別表第1の規定を適用する場合においては、改正前の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）別表第1の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則別表第1の規定による給与の内払とみなす。
- 3 平成26年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則別表第5の規定による号給が改正前の規則別表第5の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則別表第5の規定にかかわらず、改正前の規則別表第5の規定による号給とするものとする。
- 4 この規則の施行の日から平成27年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。
- 5 前3項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項については、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例及び鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例（平成26年鹿児島県条例第69号）の適用を受ける職員の例による。

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年12月24日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

鹿児島県公安委員会規則第15号

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則
鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則（昭和59年鹿児島県公安委員会規則第9号）
の一部を次のように改正する。

第30条第3項第1号中「1,200円」を「1,640円」に改め、同項第2号中「800円」を「1,100円」に改め、同項第3号中「600円」を「820円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鹿児島県地方警察職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月24日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

鹿児島県公安委員会規則第16号

鹿児島県地方警察職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則
鹿児島県地方警察職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成3年鹿児島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第6アの表中

94	93		
95	94		
96	94		
97	95		
98	95		
99	96		
100	96	69	68
100	96	69	68
100	96	69	68
100	96	69	68
100	96	69	69
100	96	70	69
100	96	70	69
100	96	70	69
100	96	70	69
100	96	70	69

を に、 を に改める。

101	97		
101	97	71	69
101	97	71	69
101	97	71	69
101	97		
101	98		
101	99		
101	100		
101	100		

別表第6イの表中

69	68	51	50
69	69	51	51
70	69	51	51
70	69	52	51
71	70	52	51
71	70	52	52
72	70	52	52
72	71	53	52
73	71	53	52
73	71	53	52
74	72	53	53
74	73	54	53
75	74	54	53
		55	53

別表第6ウの表中

62	61	47	46	27	26
62	62	47	46	27	26
62	62	48	47	28	27
63	62	48	47	28	27
63	63	49	47	29	27
63	63		47	29	28
64	63		47	30	28
64	63			30	28
64	63			30	29
65	64			31	29
				31	29
				31	30
				31	30
				32	30
				32	31
				32	31
				33	31

を に, を に, を に改める。

別表第6エの表中

90	89	86	85
90	90	86	86
90	90	87	86
91	90	87	86
		87	87

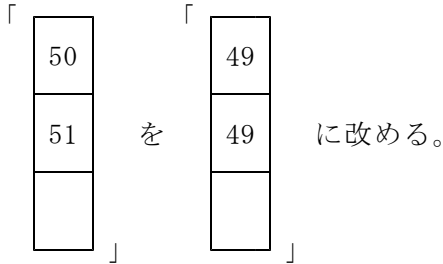
91		90		88		87			
91		91		88		87			
92		91		88		87			
92		91		89		88			
92		91		89		88			
93		92		89		88			
93		92		90		88			
93		92		90		89			
93		92		90		89			
94		93		91		89			
94	を	93	に、	91	を	90	に、	43	42
94		93		91		90		43	43
94		93		91		90		43	43
94		93		91		90		43	43
95		94		92		90		44	43
95		94		92		90		44	43
95		94		92		91		44	43
95		94		92		91		44	43
96		95		93		91		44	44
96		95		93		91		44	44
96		95		93		91		45	44
96		95		93		91		45	44
97		96		94		92		45	45
97		96		94		92		46	45
98		96		94		92		46	45
98		96		94		92		47	45

99	97	95	93
		95	93
		95	93

別表第6オの表中

14	13	26	25	38	37
15	14	26	26	38	38
16	14	26	26	38	38
17	15	27	26	38	38
17	15	27	26	39	38
17	16	27	26	39	38
18	16	27	26	39	38
18	17	27	27	39	39
18	17	28	27	40	39
19	18	28	27	40	39
19	18	28	27	40	39
19	18	28	27	40	39
19	19	29	28	40	40
20	19			40	40
				40	40
				40	40
				40	40
				41	40
				41	40
				41	40
				41	40
				41	41
				41	41
				41	41
				41	41
				42	41

42	41
42	41



附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の鹿児島県地方警察職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正後の初任給規則」という。）の規定は平成26年4月1日から適用する。
(平成26年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)
- 平成26年4月1日からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の初任給規則の規定による号給が改正前の鹿児島県地方警察職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下この項において「改正前の初任給規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の初任給規則の規定にかかわらず、改正前の初任給規則の規定による号給とするものとする。
(施行日から平成27年3月31日までの間における異動者の号給)
- 施行日から平成27年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

.....

鹿児島県地方警察職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年12月24日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

鹿児島県公安委員会規則第17号

鹿児島県地方警察職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県地方警察職員の給料の調整額に関する規則（平成23年鹿児島県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2の表1級の項中「7,200円」を「7,300円」に改め、同表2級の項中「8,800円」を「8,900円」に改め、同表4級の項中「11,200円」を「11,300円」に改め、同表5級の項中「11,500円」を「11,600円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鹿児島県地方警察職員の給料の調整額に関する規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。